# 人事院規則二―〇（人事官の宣誓） （昭和二十四年人事院規則二―〇）

法第六条第一項の規定による宣誓は、次の通りとする。

##### ２

最高裁判所事務総長及び人事院事務総長は、前項の宣誓に立ち会わなければならない。

# 附　則

人事委員の宣誓に関する人事委員会規則（昭和二十三年人事委員会規則第一号）は、廃止する。